

第401回神奈川地方最低賃金審議会  
議事録

1 日時 令和元年7月3日(水) 午前10時00分から午前10時40分まで

2 場所 横浜第2合同庁舎 神奈川労働局 大会議室

3 出席者

公益代表委員 石崎由希子、遠藤淳子、千葉景子、  
盛誠吾

労働者代表委員 佐藤信也、佐俣光男、林克己、  
林典子、山川眞一

使用者代表委員 上谷公志郎、清水智華子、鳥海衡一、  
西村明夫、

4 議事

- (1) 会長及び会長代理の選任について
- (2) 神奈川県最低賃金の改正について(諮問)
- (3) 神奈川県最低賃金専門部会の設置について
- (4) 神奈川県特定最低賃金特別小委員会の設置等について
- (5) その他

【事務局：専門監督官】

それではお揃いになられましたので始めさせていただきます。

本日はお忙しい中を御出席いただきましてありがとうございます。

本日の審議会は公開しておりましたが、傍聴希望の方はいらっしゃいませんでした。

それでは、審議に入ります前に、本日の資料を確認させていただきます。お手元に黄色のA4ファイルを配布させていただいております。

会議次第の次からが資料となっております。お配りしております資料の一覧表で御確認ください。

よろしいでしょうか。

次に本日の出席状況についてです。

本日は2名の方が欠席ですので、現時点で、15名の委員のうち、13名の御出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項に規定される定足数を満たしておりますことを御報告いたします。

それではただ今から、第401回神奈川地方最低賃金審議会を開催させていただきます。

本日は、第50期委員をお願いして最初の審議会ですので、会長が選出されるまでの間、事務局で進行を務めさせていただきます。

まず委員の皆様を御紹介させていただきます。

資料1の委員名簿の順に従いまして御紹介させていただきます。

公益代表委員としまして、

石崎由希子委員

遠藤淳子委員、

大西純委員におかれましては、本日所用にて欠席されております。

千葉景子委員

盛誠吾委員

労働者代表委員としまして、

佐藤信也委員

佐俣光男委員

林克己委員

林典子委員

山川眞一委員

使用者代表委員としまして、

上谷公志郎委員

栗原敏郎委員、栗原委員は本日所用のため欠席となっております。

清水智華子委員

鳥海衡一委員

西村明夫委員

次に、私ども、事務局の職員が、この4月1日付けの異動により一部代わりましたので、その紹介をさせていただきます。

神奈川労働局長の荻原でございます。

労働基準部長の吉谷でございます。

最低賃金係長の葉山でございます。

私、専門監督官の岡部でございます。

以上どうぞよろしく願いたいします。

次に、審議会の開催に当たりまして、局長の荻原より一言御挨拶申し上げます。

#### 【局長】

おはようございます。

審議会の開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

各委員におかれましては、第50期神奈川地方最低賃金審議会委員をお引き受けいただき、また本日は、お忙しい中、第401回審議会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

皆様方には、日頃から、それぞれのお立場から、最低賃金行政をはじめとしまして、労働行政全般の円滑な運営に多大な御理解と御

協力を賜っておりますことを、この場をお借りして厚くお礼申し上げます。

本日は、神奈川県最低賃金の改正について、諮問させていただくために、本審議会を開催させていただいたところでございます。私ども事務局といたしましては、円滑かつ充実した御審議をいただけますよう、精一杯努めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

一部マスコミ報道もされておりますけれども、明日4日には中央最低賃金審議会への諮問が行われる予定で、今月末には中央最低賃金審議会の「目安」の答申が出されるものと見込まれるところでございます。今後当審議会の場において、神奈川県の実情を踏まえた御審議を賜ればと思っております。

本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

**【事務局：専門監督官】**

次に議題1の会長及び会長代理の選出をお願いしたいと思います。

選出につきましては、最低賃金法第24条第2項に「公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。」とされておりますが、具体的にはいかがいたしましょうか。

**【千葉委員】**

盛委員に会長を、遠藤委員に会長代理をお願いできたらいかがかと思えます。

**【事務局：専門監督官】**

ただいま、「会長には盛委員、会長代理には遠藤委員」との御発言がありました。いかがいたしましょうか。

**【各委員】** （異議なし）

【事務局：専門監督官】

それでは、皆様の御賛同が得られましたので、会長には盛委員、会長代理には遠藤委員ということで、宜しくお願いいたします。

それでは会長及び会長代理から一言ずつ御挨拶をお願いしたいと思います。

では盛会長から、よろしく申し上げます。

【会 長】

今年は本委員会も50期ということになるのですね。毎年申し上げておりますが、今年も熱い夏になるだろうと思います。

既にマスコミなどでは、東京、神奈川は、今年は1,000円を超すのではないかと確実視されているようですけれど、しっかりと議論をして結論を出したいと思っておりますので、宜しくお願いいたします。

【事務局：専門監督官】

ありがとうございました。

遠藤会長代理、宜しくお願いいたします。

【会長代理】

遠藤と申します。宜しくお願いいたします。

労働法は専門外なのですが、委員をさせていただいていて、労使それぞれのおっしゃることがもっともだと感じるが多々あります。その中でお互いが満足するような結論に到達するのは、なかなか難しいことだとは思いますが、少しでも良い方向に行くようにお役に立てたら、と思っております。宜しくお願いいたします。

【事務局：専門監督官】

どうもありがとうございました。

それでは、この後の議事進行につきまして盛会長をお願いいたします。

【会 長】

それでは、最初に神奈川地方最低賃金審議会運営規程第7条に基づき、議事録に署名していただく方を私の方から指名させていただきます。

私と、

労働者側 林克己委員

使用者側 上谷委員

でお願いします。

【会 長】

では審議会の公開・非公開について事務局から説明をお願いします。

【事務局：賃金室長】

審議会の公開、非公開につきましては、神奈川地方最低賃金審議会運営規程第6条では、「会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれのある場合、個人もしくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれのある場合又は率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。」とされております。

本日の審議会につきましては、同条の原則どおり、公開とさせていただきますが、従来、金額の審議を行う場合には必要に応じて非公開とされており、具体的には、本審については異議審以外原則公開、専門部会、特別小委員会については、すべて非公開とさ

れております。特別小委員会は金額審議ではありませんが、個々具体的な企業の実情について参考人からお話を伺うことから、非公開とさせていただきます。

公開・非公開の取扱いについて、本日の審議会で御審議いただきたいと考えております。

【会 長】

ただいま説明がありました審議会運営規程第6条の運用について、従前どおりとしたいと思いますが、よろしいですか。

【各委員】 （異議なし）

【会 長】

では、そのようにいたします。

それでは、次第にしたがって、議事に入りたいと思います。

【会 長】

次の議題でございますけれども、神奈川県最低賃金の改正について諮問ということです。

では、事務局からお願いします。

【事務局：専門監督官】

それでは、荻原局長から諮問文を会長にお渡しします。

局長から会長へ諮問文を手渡し

【局 長】

どうぞよろしく願いいたします。

【会 長】

ただいま、神奈川県最低賃金の改正諮問を受けました。

では、諮問に関しまして、その理由等を、併せて本日の資料説明を事務局からしてください。

【事務局：賃金室長】

それでは、ただいまの諮問について、併せて本日お配りしております資料について、簡単に説明させていただきます。

先月21日に、「経済財政運営と改革の基本方針2019」及び「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画」が閣議決定され、最低賃金について、まず、「中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備に積極的に取り組む。」「きめ細やかな伴走型の支援を粘り強く行っていくことをはじめ、思い切った支援策を講ずる」とし、「景気や物価動向を見つつ、地域間格差にも配慮しながら、これらの取組とあいまって、より早期に全国加重平均が1,000円になることを目指す」とされました。

神奈川県最低賃金についても、春季における賃上げ状況や、神奈川県の景気動向、雇用情勢等を踏まえ、また、いわゆる骨太方針及び成長戦略実行計画にも配慮していただき、改正について調査審議をしていただきたく、本日改正について諮問させていただいたところ です。

続きまして、本日お配りしております資料について簡単に説明させていただきます。

一番上から第50期委員名簿、2番、各運営規程、3番、平成30年度の全国の最低賃金改定状況となっております。

続きまして、資料4として先ほど触れましたが、先月21日に閣議決定されました骨太方針から最低賃金の関係部分を抜粋したものを入れています。めくっていただいて下線部のところとなります。

御覧になっていただきたいと思います。

資料 5 は から までございますが、今年の春闘結果について、連合、日本経済団体連合会、かながわ労働センターと浜銀総合研究所が発表した結果となっております。

資料 6 から資料 9 までは、全国および神奈川の経済情勢を示す資料として、内閣府が発表しました月例経済報告の最新版、資料 7 日本銀行横浜支店が発表しております神奈川県金融経済概況と資料 8 が企業短観、そして資料 9 神奈川産業振興センター発表の、31年1月から3月の神奈川県内中小企業を対象とした中小企業景気動向調査結果となっております。

資料 10 は、本省が5月31日に発表しました本年4月分の「一般職業紹介状況」になり、10ページから11ページを御覧いただくと、平成30年4月から今年4月までの月毎の就業地別・受理地別の有効求人倍率が都道府県別に掲載されております。

続きまして資料 11 は「神奈川県の賃金・労働事情」となります。これは昨年同様、神奈川県最低賃金の推移や、賃金構造基本統計調査、毎月勤労統計調査など各種統計資料からデータを抜き出し、表やグラフにしたものになります。

3 ページを御覧いただくと、「神奈川県最低賃金と一般賃金水準との比較」がございます。左端には神奈川県の最低賃金額 983 円、米印 1 の計算方法により計算した月額が 170,845 円と記載されております。これと平成 30 年度賃金構造基本統計調査で拾いました、所定内給与額、高卒初任給、短時間労働者 1 時間当たりの所定内給与額を比較している表となります。一番下が最低賃金額との比較で左端は 100% ですが、男性の所定内給与の場合は 321,400 円ですので、53.5% になるという見方をしていただければと思います。

6 ページには、毎月勤労統計調査結果から、企業規模 5 人以上の事業所におけるパートタイム労働者の比率を、全国と神奈川県で比

較しております。下段は男女別の比較です。御覧になっていただきますと、全国平均より神奈川はパートタイム労働者、女性の比率が高くなっていることがおわかりになっていただけるかと思えます。

9ページの就業地別有効求人倍率の表は、先ほどご紹介しました本省発表の資料 10の一般職業紹介状況の都道府県別の表からAランクの神奈川県、東京都、大阪府、愛知県、千葉県、埼玉県の求人倍率をひろって比較をした表となっております。以降、完全失業率、企業倒産件数、12から14ページは各都道府県の人事委員会が作成しております「職員の給与に関する報告」から、これは県庁所在地の数字とはなりますが、標準生計費を表に取りまとめております。参考までに御覧になっていただければと思えます。

最後、資料12は、今年の1月から3月にかけて県下12の労働基準監督署で行いました最低賃金の履行確保にかかる監督指導結果となっております。

違反率は局全体としては、15.1%と前年度が13.2%ですから1.9ポイント上がっております。また、違反事業場87事業場の回答によると、最低賃金を支払っていない理由としては、「適用される金額を知らなかった」とするのが32.2%、前年度44.2%から12ポイント減少しております。

以上が本日お配りしております資料の説明になりますが、先月、本年の賃金改定状況調査の調査方法の見直しを行った経緯につきまして、委員の皆様は個別ではありますが御説明に伺わせて頂きました。お時間をとっていただきましたことお礼を申し上げます。調査結果につきましては、次回の審議会において御説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

私からは以上です。

【会 長】

ありがとうございました。

ただいまの説明について、御質問等ありましたらお願いします。

【各委員】（質疑なし）

【会 長】

その他諮問に関して、事務局から何かありますでしょうか。

【事務局：賃金室長】

関係労使からの意見聴取についてですが、最低賃金法第25条第5項では「最低賃金審議会は最低賃金の改正等について調査審議を行う場合においては、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする」とされており、同法施行規則第11条では、関係労使の意見書提出のための公示をする旨定められています。

これにより、本日、審議会終了後、合同庁舎の掲示版に7月23日まで、関係労使からの意見を聴く公示をいたします。神奈川労働局のホームページでもお知らせする予定です。

去年は、労使双方から意見書の提出があり、そのうち二つの労働者団体から、2回目の審議会で意見を聴いております。

この実際に意見を聴く者について、準備の都合もありますので、どのように取扱うか、事前に御審議をお願いしたいと思います。

【会 長】

意見書の提出に加え、審議会の場で意見を申述したいという団体等があれば、例年と同様意見を聴くこととしたいと思いますが、いかがでしょうか。時間の制約もありますので、申述時間も例年同様5分程度でよろしいでしょうか。

【各委員】（異議なし）

**【会 長】**

それではそのようにさせていただきますので、事務局において宜しくお願いします。

次に、専門部会の設置についてお諮りします。

まず、事務局から説明願います。

**【事務局：賃金室長】**

最低賃金法第25条第2項では、最低賃金の決定またはその改正について調査審議を求められたときは、審議会に専門部会を置かなければならない旨定められています。

そして、同条第3項で、「専門部会は、政令で定めるところにより、関係労働者を代表する委員、関係使用者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもって組織する。」とされ、これに関し、最低賃金審議会令第6条第1項で「専門部会の委員の数は9人以内とする。」とされており。

これに基づきまして、従来から公、労、使を代表する委員それぞれ3名、計9名で構成されております。

以上です。

**【会 長】**

それでは、今年度も従来どおりの形にしたいと思いますが、それでよろしいですか。

**【各委員】** （異議なし）

**【会 長】**

それでは、従来どおり公労使3名ずつとしたいと思います。

次に専門部会委員の選任手続き等について、事務局から説明してください。

**【事務局：賃金室長】**

最低賃金審議会令第6条第4項では、「地方最低賃金審議会に置かれる専門部会の関係労働者を代表する委員及び関係使用者を代表する委員の任命に当たっては、関係者に対し、相当期間を定めて候補者の推薦を求めなければならない。」とされています。

つきましては、本日、審議会終了後、合同庁舎の掲示版に7月16日まで、専門部会の委員の推薦公示をいたします。また、神奈川労働局のホームページでもお知らせする予定です。その後、推薦のあった方の中から局長が委員を任命することとなります。

**【会 長】**

それでは、次に、専門部会の廃止についてですが、最低賃金審議会令第6条第7項では、「最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする。」とされており。

これを、あらかじめ本審議会の中で決めておくということですので、審議が終われば廃止するというところでよろしいでしょうか。

**【各委員】 （異議なし）**

**【会 長】**

それでは、そのようにいたします。

次の議題であります特別小委員会の設置について、事務局から説明をお願いします。

**【事務局：賃金室長】**

特別小委員会についてですが、本年3月の第400回審議会にて特定最低賃金の改正・新設決定の意向表明がされておりますので、追って正式な申出があるかと思っております。

その場合、従前は改正・決定の必要性を審議するため、神奈川地方最低賃金審議会運営規程第3条に基づいて、特別小委員会が設置されております。

また、同条では委員は会長が指名するとされております。

つきましては特別小委員会の設置について、御審議いただけたらと考えております。

【会 長】

ただいまの説明のとおり、特定最低賃金の改正・新設決定の申出がされる見込みとのことですから、その必要性の有無等について審議するため、本年度もあらかじめ特別小委員会を設置しておくこととしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【各委員】 (異議なし)

【会 長】

それでは委員は会長の指名ということでございますので、公益側については、私から指名させていただきます。

遠藤委員、千葉委員、石崎委員にお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

(3名了承)

【会 長】

次に、労・使委員についてですが、これについてはそれぞれ御推薦いただければと思います。

まず、労働側、林委員いかがでしょうか。

【林委員】

はい、私、林と佐俣委員、佐藤委員、昨年同様でお願いします。

【会 長】

次に使用者側、上谷委員いかがでしょうか。

【上谷委員】

はい、私と、昨年同様に鳥海委員と西村委員をお願いします。

【会 長】

ありがとうございました。

では、公益側委員は、遠藤委員、千葉委員、石崎委員。

労働者側委員は、佐藤委員、佐俣委員、林克己委員。

使用者側委員は、西村委員、鳥海委員、上谷委員。

以上9名の方を、本年度の特別小委員会の委員として指名させていただきますので、よろしく願いいたします

【会 長】

それではせっかく皆様にお集まりいただいておりますので、本日は第一回目ということですから、恒例ですが、労使それぞれの基本的な考え方を、ここで御披露いただきたいと思います。

まずは労働者側からよろしいでしょうか。

【林委員】

本年度の審議もよろしく願い申し上げます。

労働側の今年の基本の考え方ですが、先程御説明のあった、いわゆる骨太方針については認識しているところですが、先程一つ説明がなかったところで、「わが国の最低賃金は、他の先進国と比較して低い水準に留まる理由の分析をはじめ、最低賃金の在り方について引き続き検討する」ということも、骨太方針の中の一文が入って

いるということについて、労働側としても注視していきたいという認識を持っております。

連合の春闘結果は先程の資料の中に入っておりますが、簡単に御説明しますと、6月7日時点の集計結果が資料の中にも入っております。全体的には2.08%の引上げという結果に現時点ではなっております。300人未満の中小企業の引上げ額の水準ですが、1.95ということで、昨年から比べると、全体では昨年より上回っているのですが、300人未満では0.04下回っている。ただし100人未満では昨年を上回っている傾向になっているということで、連合春闘の全体の動きについても視野に入れながら考えていきたいと思っております。

現在の983円という水準も、従来からお話しておりますとおり、所定内労働時間で計算すれば、まだ200万円に達していない、という状況でありますので、連合のリビングウェッジという考え方でいきますと、神奈川県は今1,080円必要というデータが出てきております。

経済の好循環を確かにするために、個人消費を上げるという観点、今年は10月に消費税が上がるということも踏まえて、全ての労働者に適用される最低賃金に対しても波及をしていかなければならないと考えております。目安を踏まえて、リビングウェッジを踏まえて議論をさせていただきたいと思っております。

**【会 長】**

ありがとうございました。次に使用者側からよろしいでしょうか。

**【上谷委員】**

今年から委員に就任いたしましたのでよろしくお願いいたします。

毎年最低賃金の審議が始まる前には、こういったかたちで労使双方から基本的な考え方の表明があると承知しております。

昨年使用者側から申し上げましたのは、最低賃金はセーフティネットとしての意味合いもあるものの、一方で賃上げとなりますと、企業の生産性も見ながら賃上げしていかなければならない、という点。もうひとつはかつて生活保護水準との逆転現象が起きていたのですが、これは既に解消されている点。もうひとつは、このあいだの見学の中でも出てきましたが、近隣の山梨県、静岡県との差、これが特に中小企業にとっては圧迫している。そういう点から1,000円を目指して、昨年は3%を目標とするということで始まったかと思いますが、最低賃金は法的強制力を持っている、全ての事業所に適用されるものですから、個々の中小企業に直接的な影響がある、果たして全ての企業にとって本当に妥当なのかどうか、というような観点からの基本方針を申し上げたと承知しております。

今申し上げた3点に関しましては、使用者側としては昨年同様変わっていない、と認識しております。昨年度は3%に近い非常に高い水準で最低賃金が引上げされた、ということで、先程申し上げた企業から見たときの負担感は増してきている。そこへきまして、経営環境になりますが、いろいろな経済指標に心配な数字も出始めてきている。国外へ目を転じると、アメリカと中国の軋轢のような懸念材料も出てきている。というようなことを考えると、昨年以上に今年は最低賃金の引上げに対するハードルはより高いと思っております。使用者側からは以上です。

【会 長】

ありがとうございました。

それぞれ、御意見、お立場はありますが、私を含め公益委員一同、円滑な審議会運営に勤めてまいりますので、御協力をお願いいたします。

【会 長】

その他ですが、事務局から何かありますか。

**【事務局：賃金室長】**

一点御報告がございます。

各地方局で実施しております最低賃金に関する基礎調査の結果を、平成30年度実施分より総務省の政府統計の総合窓口であるe - S t a tで公表することとなりました。10月頃には掲載予定と聞いております。

次に、本日今後の審議会等の公開・非公開について決議いただきましたが、公開とされました審議会の議事録及び資料について今年度より神奈川労働局のホームページにアップしたいと考えております。

委員の皆様の御了解を賜りたいと存じます。

**【会 長】**

何か御意見ございますか。

**【林委員】**

基本的に問題ないと思いますが、確認だけ。

あくまでも公開される審議会ということですね。

**【事務局：賃金室長】**

はい、公開される審議会について掲載したいということです。専門部会、特別小委員会は、今年度は非公開という決定ですので掲載いたしません。

**【会 長】**

他に御意見ございますか。

【各委員】 （意見なし）

【事務局：賃金室長】

では、今年度から公開される審議会の議事録と事務局が提出いたします資料についてホームページにアップさせていただきます。

最後に今後の予定を申し上げます。

次回の審議会については、中央最低賃金審議会の目安額の答申を受けてからの開催となります。

したがいまして、次回の正式日程については中央の審議会の開催状況をみまして、改めて御連絡させていただきますが、現在のところ、8月1日木曜日午後1時30分からを予定しております。

【会 長】

何か御質問等ありますか。

なければ以上で予定していた議事はすべて終了しましたので、本日の審議会を閉会いたします。

（ 閉 会 ）